荒川第二・三調節池事業における環境保全措置について

- 荒川第二・三調節池事業の実施にあたっては、さいたま市環境影響評価条例に基づく、環境アセスメントを実施しました。
- 事業の実施にあたっては、環境アセスメントの結果を踏まえ、環境の保全に十分に配慮しながら工事等を行っていますが、環境の変化を監視し、必要に応じて適切な措置を講じるため、土地所有者の方々のご協力をいただきながら、工事終了後まで環境のモニタリングを行っています。

○　手続きの流れ

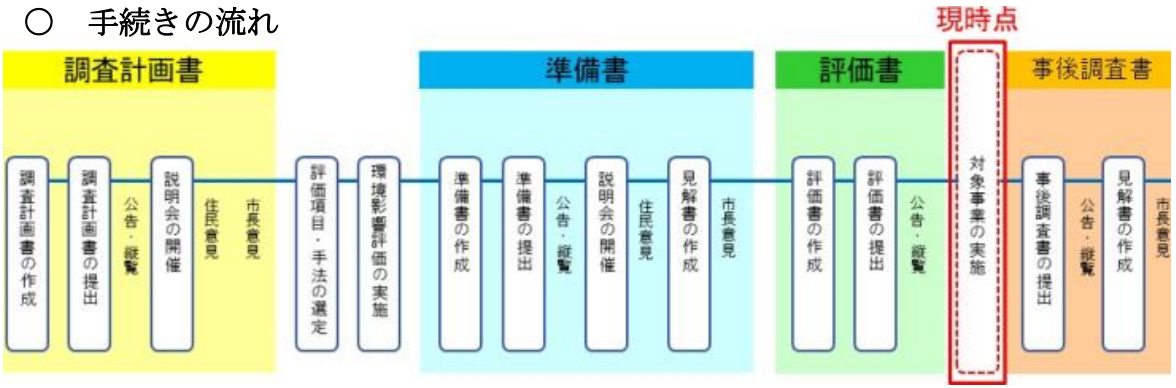

○　事業の名称

・対象事業の名称：荒川第二・三調節池事業

・種類：調節池の設置

○　事業の実施区域

・埼玉県さいたま市、川越市、上尾市
（荒川左岸37.2k～48.0k 付近）

○　事業の規模

施設名	調節池内面積	洪水調節容量	機能の概要
荒川第二・三調節池	約 760 ha ※1	約 5,100 万 m^3	洪水調節

※1 このほか、事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地を確保

荒川第二・三調節池事業

環 境 影 響 評 価 書

令和３年３月

国土交通省関東地方整備局

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

大気質

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	大気汚染物質の排出	発生源対策	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。
資材運搬等の車両の走行			・規制速度での走行やアイドリングストップなどの適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。
資材運搬等の車両の走行	粉じんの飛散		・工事区域の出口において工事用車両のタイヤの洗浄を行う。
堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事			・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において散水を行う。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 排出ガス対策型建設機械を採用した。
- 工事用車両走行時、車輪に粉塵が付着していないことを確認し、付着している場合は車輪の洗浄を行った。
- 運搬路の舗装、散水により粉塵の低減に努めた。
- 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。
- 建設機械の稼働の影響が大きいと想定される場所・時期において、大気質に関する現地調査を実施した。なお、基準値内であることを確認した。

令和８年２月１２日撮影

排出ガス対策型建設機械の採用

令和８年２月４日撮影

粉じんの飛散軽減のため散水の実施

項目	調査地点	平均値		98%値、2%除外値		環境基準
		予測結果	調査結果	予測結果	調査結果	
二酸化窒素(ppm)	羽倉橋付近	0.013	0.015	0.026	0.026	1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下※1
	浦和北高校付近	0.012	0.013	0.026	0.023	
浮遊粒子状物質(mg/m^3)	羽倉橋付近	0.020	0.017	0.046	0.026	1時間値の1日平均値が0.10mg/m^3以下※2
	浦和北高校付近	0.020	0.015	0.046	0.027	

注) ・平均値については、予測結果は年平均値、モニタリング調査結果は期間平均値を示す。
・年間98%値、2%除外値については、二酸化窒素の予測結果では年間98%値、浮遊粒子状物質の予測結果では年間2%除外値、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のモニタリング調査結果では日平均値の期間最大値を示す。

※1 二酸化炭素に係る環境基準について(昭和53年 環境庁告示第38号)
※2 大気の汚染に係る環境基準について(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)の環境基準

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

騒音・低周波音

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・低騒音型建設機械を採用する。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。
資材運搬等の車両の走行			・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 低騒音型建設機械を採用した。
- 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。
- 建設機械の稼働の影響が大きいと想定される場所・時期において、騒音に関する現地調査を実施した。なお、基準値内であることを確認した。

令和８年４月２８日撮影

低騒音型建設機械の採用

令和８年２月４日撮影

週休2日確保工事の看板設置

地点名	調査結果		予測結果		基準値 L_{A5}(dB)
	工事・ユニット	騒音レベル L_{A5}(dB)	工事・ユニット	騒音レベル L_{A5}(dB)	
羽根倉橋付近	仕切堤(第一・二調節池間)工事等	57	仕切堤築堤_盛土(路体、路床)	77	85※1
南畑新田地区	排水門(第二調節池)周辺の杭打ち等の工事等	59	排水門_鋼矢板(バイブロハンマ工)	56	

※1 「騒音規制法」の「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月、厚生省)における区域区分で第1号区域において定める基準

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

振動

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	・低振動型建設機械の採用に努める。 ・原則として、早朝や夜間、日曜日及び祝日の工事は避け、周辺地域住民等への影響の最小化を図る。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。
資材運搬等の車両の走行			・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。
- 建設機械の稼働の影響が大きいと想定される場所・時期において、振動に関する現地調査を実施した。なお、基準値内であることを確認した。

令和８年２月４日撮影

週休2日確保工事の看板設置

調査地点	振動レベル(dB)	
	L_{10}(平均)	L_{10}（最大）
羽根倉橋付近	30	34
浦和北高校	25 未満	25
南畑新田地区	25 未満	29

注）1. L_{10}(平均)は測定時間帯におけるL_{10}の平均値を示す。

基準値：敷地境界で75dB以下※1

※1 「振動規制法」に基づく「特定建設作業に係る振動の規制基準」（昭和51年6月、法律第64号）

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

水質

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。
堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出		・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。

- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- 水質（濁水）の監視を行った結果、規制基準を下回っていた。

令和８年２月３日撮影

水質（濁水）の監視

令和８年４月９日撮影

濁水の流出を低減するための沈砂池の設置

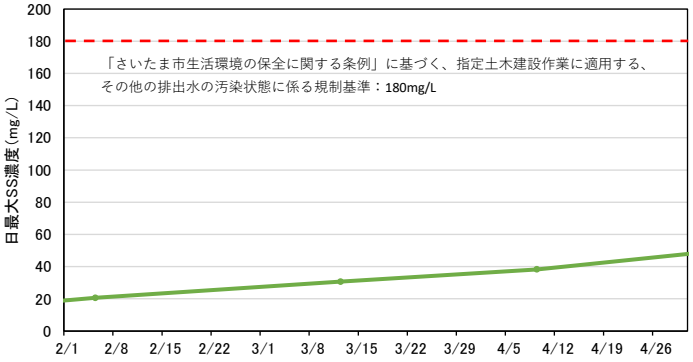

濁水（SS）の測定結果

荒川第二･三調節池事業における環境保全措置の実施状況

水象

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
調節池の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。

- 地下水位のモニタリングを実施した。なお、降雨に応じて地下水位が変動する傾向がみられた。

令和８年４月２１日撮影

調査の様子

令和８年４月２１日撮影

地下水位計設置状況

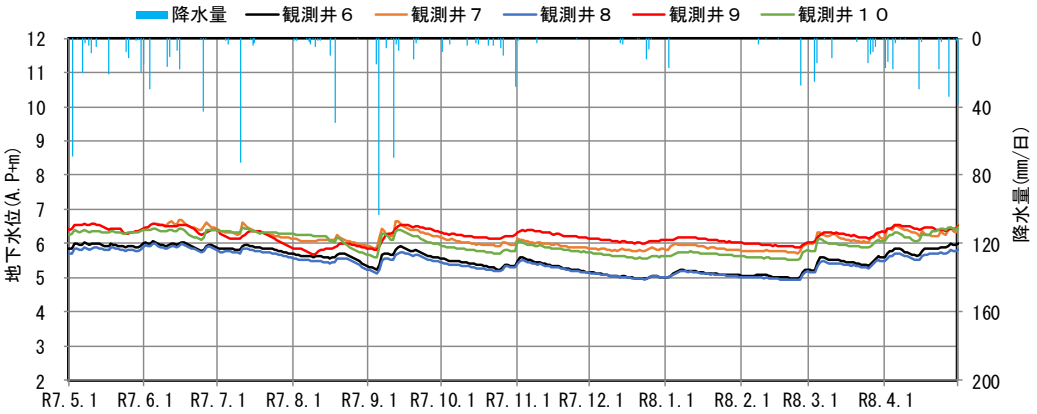

地下水位のモニタリング結果（一部抜粋）

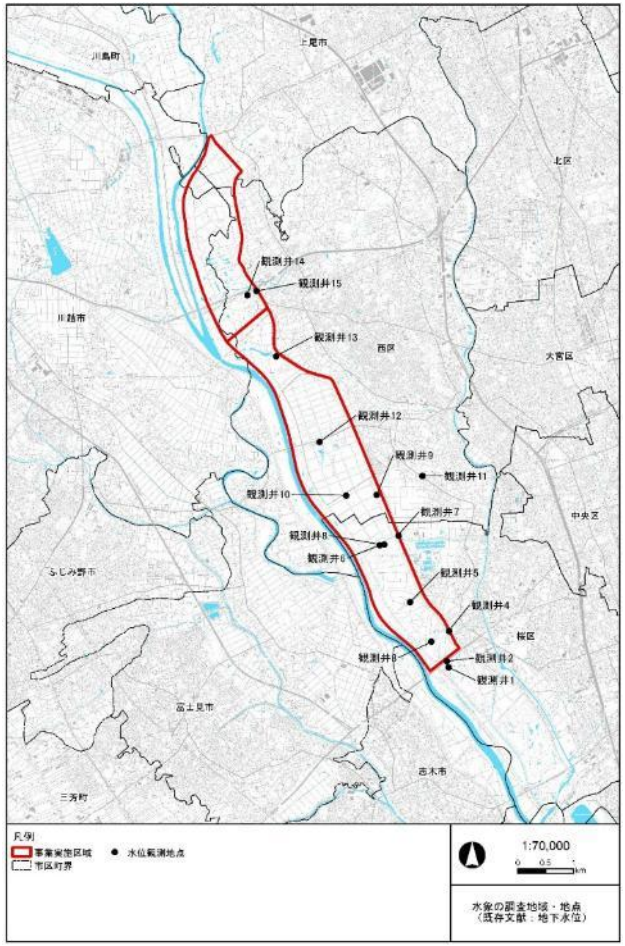

地下水位モニタリング実施地点の位置図

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

動物

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	土地の改変	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。
	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ 必要に応じて専門家に相談し、事業による動物の生息環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。
建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。
堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。
堤体等の工事(掘削含む)	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 低騒音型建設機械を採用した。
- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- 水質(濁水)の監視を行った。
- 地下水位のモニタリングを実施した。
- 調節池内において、動物調査を実施した。

令和８年４月２８日撮影

低騒音型建設機械の採用

令和８年7月9日撮影

コサギ

令和８年８月７日撮影

トウキョウダルマガエル

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

植物（保全すべき種）

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	直接改変による個体の消失	生育地への配慮	・改変区域内に生育するノニガナの生育地の改変を回避する。
			・改変区域内に生育するカンエンガヤツリの生育地の表土移植により保全を図る。
		環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。
	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。
堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。
堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。

- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- 水質（濁水）の監視を行った。
- 地下水位データ観測を実施した。
- 調節池内において、植物調査を実施した。

令和８年４月９日撮影

濁水の流出を低減するための沈砂池の設置

令和８年５月１２日撮影

ノニガナ

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

植物（保全すべき群落）

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による植物の生育環境への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。
堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。
堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。

- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- 水質（濁水）の監視を行った。
- 地下水位データ観測を実施した。
- 調節池内において、植物調査を実施した。

令和８年４月９日撮影

濁水の流出を低減するための沈砂池の設置

ハンノキ群落 令和８年８月１３日撮影

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

生態系（上位性陸域）

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	騒音の発生	時期の調整	・オオタカが繁殖活動を行う時期のうち、敏感度が極めて大きいとされる時期には、必要に応じて工事を一時中断する。 ・ただし、具体的な実施方針については、専門家の指導・助言を得ながら対応する。
		監視	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、繁殖状況をモニタリングし、工事によると思われる忌避行動が確認された場合は工事の一時中断を検討する。
		発生源対策	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、以下に留意して工事を実施する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。
		距離の確保	・オオタカが繁殖活動を行う時期には、作業員、工事用車両が営巣地付近に不必要に立ち入らないよう制限する。

生態系(環境単位)

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
工事の実施及び土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による環境単位への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。

- 新規入場者への営巣地付近の不要な立入禁止の指導や低騒音対策型建設機械の採用等を実施した。
- オオタカの生息状況を把握する調査を３地区において継続的に実施した。
- このうち１地区では工事予定範囲※に営巣が確認されたため予定工事を中止した。その後、人工代替巣の設置やアライグマ対策により工事範囲外への誘導を実施した結果、工事範囲外での営巣を確認した。

※工事範囲予定地の古巣は非繁殖期に伐採

令和８年２月２６日撮影

モニタリング実施状況

令和８年１月８日撮影

人工代替巣設置

年	開平橋左岸下流地区	上江橋周辺地区	羽倉橋左岸上流地区
H29	△	×	△
H30	×	×	△
R1	△	◎	◎
R2	◎	×	◎
現地工事着手(R3)			
R3	×	◎	◎
R4	◎	△	△
R5	△	◎	◎
R6	◎	◎	△
R7	△	◎	◎
R8	×	△	◎

注１）表中の記号は以下のとおりである。
◎：繁殖を確認（幼鳥の巣立ちを確認）。
△：指標行動等を確認したが、繁殖活動を途中で中止した等。
×：指標行動等が確認されず、繁殖活動を行ったかどうか不明。

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

生態系（上位性河川域）

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善（高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等）に努める。
堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出		・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。
堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出		・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリ ングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 低騒音型建設機械を採用した。
- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- 水質（濁水）の監視を行った。
- 調節池内において、動物調査を実施した。

令和８年４月２８日撮影

低騒音型建設機械の採用

令和８年５月１２日撮影

アオサギ

令和８年５月１２日撮影

ダイサギ

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

生態系（典型性陸域）

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・低騒音対策型建設機械を採用する。 ・作業方法の改善（高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等）に努める。
生息・育成環境の変化	環境の消失	環境の創出	・湿地環境等の自然豊かな環境の代償・創出について、必要に応じて検討を行う。
土地又は工作物の存在・供用	地下水の水位の変化	環境の監視	・地下水位のモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要に応じて専門家に相談し、事業による着目種への影響が確認された場合には、対策を必要に応じて検討する。
堤体等の工事（掘削含む）及び工事用道路等の設置工事の実施	濁水の流出	発生源対策	・工事中の降雨に伴い発生する濁水のSS濃度を「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である180mg/L以下に処理してから、公共用水域に排水する。
堤体等の工事（掘削含む）	アルカリ分の流出	発生源対策	・コンクリート工事に伴い発生する濁水のpHを「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく、指定土木建設作業に適用するその他の排出水の汚染状態に係る規制基準である5.8～8.6に処理してから、公共用水域に排水する。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 低騒音型建設機械を採用した。
- 濁水の流出を低減するための沈砂池を設置した。
- 水質（濁水）の監視を行った。
- 地下水位データ観測を実施した。
- 調節池内において、動物調査を実施した。

令和８年４月２８日撮影

低騒音型建設機械の採用

令和８年６月１０日撮影

ニホンアマガエル

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

景観

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
調節池の存在・供用	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	・周辺環境との調和を図るため、工作物の意匠計画や色彩計画、緑化計画は自然環境に配慮したものとする。 ・さいたま市景観色彩ガイドラインに記載された内容を踏まえ、周囲と調和するよう、構造物の色彩に配慮する。

荒川第二調節池排水門

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

自然とのふれあいの場

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
調節池の存在・供用	自然とふれあいの場の改変	影響の解消	・荒川自転車道の代替ルートについて、関係機関と協議を行い、ルートを確保する。
建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策(大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質)(騒音・振動)	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。
		発生源対策(大気質：粉じん)	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 排出ガス対策型建設機械を採用した。
- 工事用車両走行時、車輪に粉塵が付着していないことを確認し、付着している場合は車輪の洗浄を行った。
- 運搬路の舗装、散水により粉塵の低減に努めた。
- 低騒音型建設機械を採用した。
- 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。
- 歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に交通整理員を配置した。

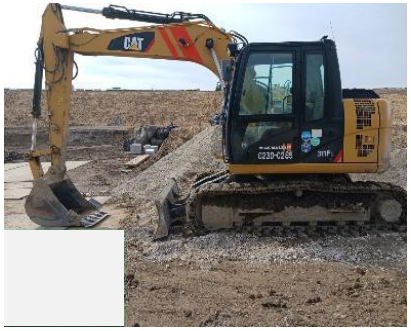

令和８年２月１２日撮影

排出ガス対策型建設機械の採用

令和８年２月４日撮影

粉じんの飛散軽減のため散水の実施

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

史跡・文化財

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
調節池の存在・供用	埋蔵文化財包蔵地の直接的改変	影響の解消	・試掘調査又は工事の実施により埋蔵文化財が確認された場合には、埼玉県教育局文化資源課と文化財保護法に基づく協議を行い、指導に従う。

- 埼玉県教育局文化資源課と協議を行いながら、埋蔵文化財調査を実施した。

遺構確認状況

掘立柱建物跡（廂（ひさし）付き）検出状況

出展：公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団ホームページ　https://www.saimaibun.or.jp/

廃棄物等

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施	廃棄物等の発生	発生抑制、再利用の促進	・工事に伴い発生する廃棄物は、再資源化施設へ全量搬出する。
	残土の発生	発生抑制、再利用の促進	・建設発生土は、事業実施区域内で可能な限り有効活用し、余った残土については秋ヶ瀬ストックヤードに搬出し、有効利用を図る。

- 令和8年2月～4月の期間で約30tの木くず、約250tの混合廃棄物を再資源化施設に搬出した。また、建設発生土を現場内で有効活用したほか、残土は秋ヶ瀬ストックヤードへ搬出し有効活用した。

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

温室効果ガス等

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・温室効果ガス排出量が少ない低燃費型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の稼働に当たっては、アイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 ・場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるよう考慮して計画する。
資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等の排出	排出の抑制	・資材運搬等の車両のアイドリングストップやエンジン回転の抑制など省エネ運転を徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 場内の資材運搬等の車両ルートを効率化し、走行時間を短縮して移動できるような運搬ルートとした。
- 低燃費型建設機械を採用した。
- 建設機械及び車両の整備、点検を実施した。

令和８年２月１２日撮影

低燃費型建設機械の採用

令和８年４月２８日撮影

資材運搬等の車両点検の実施

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

コミュニティ

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
建設機械の稼働、堤体等の工事(掘削含む)及び工事用道路等の設置工事の実施、資材運搬等の車両の走行	利用環境の変化	発生源対策(大気質：二酸化窒素、浮遊粒子状物質)(騒音・振動)	・排出ガス対策型建設機械を採用する。 ・低騒音型建設機械を採用する。 ・工事の平準化を図り、建設機械の集中的な稼働を避ける。 ・作業方法の改善(高負荷運転の抑制、アイドリングストップ等)に努める。 ・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。 ・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。
		発生源対策(大気質：粉じん)	・必要に応じてシート被覆等の飛散防止対策を行う。 ・必要に応じて土工事等において、散水を行う。
調節池の存在・供用	利用環境の変化	影響の解消	・西遊馬公園第三駐車場の代替駐車場について、関係機関と協議を行う。 ・荒川自転車道の代替ルートについて関係機関と協議を行い、ルートを確保する。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 排出ガス対策型建設機械を採用した。
- 工事用車両走行時、車輪に粉塵が付着していないことを確認し、付着している場合は車輪の洗浄を行った。
- 運搬路の舗装、散水により粉塵の低減に努めた。
- 低騒音型建設機械を採用した。
- 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。

令和８年２月１２日撮影

排出ガス対策型建設機械の採用

令和８年２月４日撮影

粉じんの飛散軽減のため散水の実施

荒川第二・三調節池事業における環境保全措置の実施状況

地域交通

影響要因	影響	検討の視点	環境の保全のための措置
資材運搬等の車両の走行	交通混雑の発生	交通混雑の緩和	・車両の運行管理により、車両走行の集中化を避ける。
	交通事故の発生	交通安全の確保	・規制速度での走行やアイドリングストップなど適切な運転指導を徹底する。 ・歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・資材運搬等の車両の運転者への交通安全教育を行い、安全に十分注意して運転するよう指導を徹底する。

- 新規入場者教育において、交通ルールの厳守、適切な車間距離、規制速度での走行、アイドリングストップの励行等の指導を実施した。
- 作業員にアイドリングストップを指示し、温室効果ガスの削減に努めた。
- 大きな騒音・振動が発生する工事については、早朝夜間、日曜日及び祝日の工事は実施していない。
- 工事用車両の運行に当たっては、車両走行の集中化を避けた。
- 歩行者等の安全を確保するため、工事区域の出入口等の要所に交通整理員を配置した。

令和７年１２月５日撮影

令和８年２月４日撮影

交通整理員の配置

評価書から環境保全措置を変更した内容

- 改変区域内で新たに確認されたカンエンガヤツリ（環境省レッドリスト2022：絶滅危惧Ⅱ類、埼玉県レッドデータブック2011：絶滅危惧Ⅱ類）について、表土移植及び種子採取を実施した。
- 工事用車両の集中を回避し、環境への影響を軽減するため、新たに2箇所の進入路（運動場入口、高木バス停付近）を追加した。
- １ページ※1の「事業範囲に隣接して工事の施工に必要な敷地」（施工ヤード）において環境の保全のための措置を実施した。なお、 ※1の面積は事業範囲面積の10%未満である。

令和５年１１月１０日撮影

カンエンガヤツリ

令和６年１１月２０日撮影

表土移植による保全